

長浜市立小中義務教育学校 尿検査業務委託仕様書

- 1 委託業務名称 令和8年度 長浜市立小中義務教育学校尿検査業務委託（単価契約）
- 2 実施場所 長浜市立小中義務教育学校
小学校21校、中学校10校、義務教育学校2校
- 3 実施時期 令和8年4月 9日（木）～令和8年6月12日（金）
※実施日は、落札後、各小・中・義務教育学校との調整の上決定する。
- 4 履行期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
令和8年6月12日（金）までの受診者の検査結果については、令和8年
8月31日（月）までに長浜市教育委員会事務局へ提出すること。
- 5 検査内容、対象者等
尿検査
 - （1） 検査対象者 小学校児童、中学校生徒、義務教育学校児童生徒全員、2次検査対象者
8,630名／年間（見込）
 - （2） 検査内容 一次検査項目：蛋白・潜血・糖
二次検査項目：3項目及び蛋白定量・糖定量
- 6 その他
 - （1） 医療法第7条第1項に基づき、開設地の都道府県知事の許可を受けていること。
又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定による衛生検査所に登録されていること。
 - （2） 対象児童生徒の尿検査に係る容器等については、市内各校へ直接送付すること。
 - （3） 検査終了において、未検査者（欠席等により検査が実施できなかった者）がいる場合、各学校と連絡調整を行うこと。
 - （4） 検査結果をすみやかに各校へ報告すること。特に一次検査の結果については、二次検査の日程を鑑み、二次検査の一週間前までに学校へ報告すること。なお、学校別集計結果については、長浜市教育委員会事務局まで提出すること。
 - （5） 請求時には、小学校と義務教育学校（1～6年生）・中学校と義務教育学校（7～9年生）の合計件数、合計請求額を明記すること。
 - （6） 指定された日の午前中に、各校を巡回し回収すること。（検体の回収は郵送不可とする。）
ただし、検査結果に影響がない場合は、指定された日の午後3時までの回収も可とする。
検体輸送の際は、20度以下の適切な環境で保管すること。
 - （7） 検体の回収及び診療行為等医療の提供そのものに係る業務の再委託は禁止とする。
 - （8） 長浜市から要請があれば検査実施場所を開示すること。